平成２３年（フ）第８８６号
福岡県大野城市乙金東３丁目３番７号
債務者　佐野のぶ江
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９１３号
福岡市博多区千代２丁目２番43―1103号
債務者　古賀　浩之
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９２２号
福岡県筑紫郡那珂川町中原４丁目11番地２
債務者　八尋　　一
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９３０号
福岡県糸島市有田中央２丁目10番11号
債務者　末松アサヱ
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８２号
福岡市東区西戸崎３丁目３番８号
債務者　吉田　卓次
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８７号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂１丁目５番３号
債務者　栗秋眞知子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９８８号
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂１丁目５番３号
債務者　栗秋　奈々
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０２６号
福岡市早良区重留７丁目１番10―202号
債務者　後藤　正光
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０３６号
福岡市西区周船寺２丁目14番29―401号
債務者　野田　信子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０５５号
福岡市中央区今川２丁目16番29号
債務者　七種　智子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０６１号
福岡市中央区六本松４丁目８番12―604号
債務者　小川賢太郎
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０７４号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木538番地２
債務者　石原　康成
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８８号
福岡県古賀市天神６丁目５番１号
債務者　井上　崇行
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８９号
福岡市西区下山門団地31番102号
債務者　島田　千鶴
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０９５号
福岡市博多区堅粕４丁目15番16号
債務者　岩隈　伸一
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１０６号
福岡市早良区次郎丸４丁目４番６―105号
債務者　中司　浩行
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１２０号
福岡県大野城市山田１丁目10番20号
債務者　狩峯　清美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１２９号
福岡県筑紫野市美しが丘北２丁目８番地13
セジュールＪＵＮ102号
債務者　山内　　瞳
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部